平成２２年（フ）第３１号
三重県松阪市郷津町30―１　マンション太陽210、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1020番地２
債務者　桐谷　拓也
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県丹波市柏原町柏原2850番地17
債務者　森本資材工業こと　森本　慎治
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
香川県高松市屋島西町861番地
債務者　中塚　美紀
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１１号
福岡市南区弥永２丁目４番16号
債務者　今村　清美
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３号
鹿児島県出水市明神町2584番地　グランシャリオＢ棟202号
債務者　上村　昭二
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2864番地14
債務者　高橋　三明
１　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
仙台市泉区市名坂字本屋敷19番地の１　ロイヤルシャトー泉中央ヒルズ218
債務者　飯田まゆみ
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
仙台市泉区紫山２丁目10番地の23
債務者　伊東　知子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
仙台市太白区西中田６丁目17番29号　コーポ柿沼103
債務者　保原　律子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
仙台市宮城野区福室５丁目23番５―407号
債務者　羽生　伸男
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
仙台市宮城野区榴岡３丁目８番24―301号
債務者　伊勢　　誠
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
大津市稲葉台22番20号
債務者　川本　　將
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６２号
京都府向日市寺戸町辰巳22番地の１
債務者　村迫　光義
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
京都府向日市寺戸町辰巳22番地の１
債務者　村迫　良子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―２棟1107号
債務者　西村　達哉
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
京都市左京区田中野神町６番地
債務者　第一クリーニングこと　竹内　英一
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
京都市右京区西京極南衣手町72番地１　天草マンション503号
債務者　石田　光利
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町33番地　トロントハウス106号
債務者　江口　靖子（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係